様式第46号（その２）（第23条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　徴収金の納入に充てる旨の申出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　健康福祉センター所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所または居所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　私は、不実の申告など不正の手段により支援給付または配偶者支援金の支給を受けた場

　合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

　偶者の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）第14条第４項においてその例によ

　るものとされた生活保護法第78条の２第１項に基づき、交付される支援給付金品等（支援

　給付費（金銭給付されるものに限る。）および配偶者支援金をいう。以下同じ。）の額か

　ら、法第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第１項の規定に

　基づく徴収金のうち貴健康福祉センターと協議し定める額について、当該支援給付金品等

　の交付期日をもつて支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

　　なお、申出の撤回または申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴

　収金を全て納付するまで支援給付金品等から支払いに充てるものとします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　○　支援給付制度は、全額公費によつてその財源が賄われていることから、不正受給はあ

　　つてはならない。不正受給があつた場合、法第14条第４項においてその例によるものと

　　された生活保護法第78条第１項の規定に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければなら

　　ないものであること。

　○　不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と健

　　康福祉センターに判断される場合があること。

　○　徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努

　　め、本申出の方法により支援給付金品等から支払いに充てること。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　私は、本申出に基づき、　　　年　　月分からの支援給付金品等より

　　　　毎月　　　　　　　　　円を　　　　年　　月　　日付け費用徴収決定通知による

　　　　法第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第１項の規定

　　　　に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。